

南海トラフ地震等大規模災害時に使用する装備資機材保管場所に関する協定書

安芸市（以下「甲」という。）と安芸警察署（以下「乙」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、安芸警察署が管理する装備資機材の保管場所として、安芸市役所施設の一部を使用することに關し、次のとおり協定する。

(使用目的)

第1条 この協定は、安芸市役所施設の一部を、乙が甲から使用許可を受け、装備資機材の保管場所として使用することを目的とする。

(使用箇所の指定及び範囲)

第2条 乙が使用する安芸市役所施設の一部は、あらかじめ甲が指定する倉庫棟備蓄倉庫のうち2㎡とする。

2 甲は、地方自治体法 238 条の4 第7項の規定に基づき、用途又は目的を妨げない限度において指定した箇所の使用を許可するものとする。

(使用期間)

第3条 使用期間は、安芸警察署の庁舎が現在位置から移転するまでの間若しくは乙が保管場所を別に構えるまでの間とする。

(使用料)

第4条 行政財産の目的外使用に係る使用料については、安芸市財産条例第9条第1号の規定に基づき免除とする。

(原状回復義務)

第5条 乙は本協定第3条の使用期間が満了した時は、原状に回復するものとする。

(管理責任)

第6条 甲は、乙が指定された箇所を使用するにあたり、発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(使用箇所の変更及び解約)

第7条 甲が乙に対し、本協定第2条第1項に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議の上、使用箇所の変更又は本協定の解約をすることができるとする。

(有効期間)

第8条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が協定の解約を通知しない限り継続するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

令和6年8月1日

甲 安芸市土居 82 番地 1

安芸市

安芸市長

乙 安芸市矢ノ丸 2 丁目 9 番 2

安芸警察署

安芸警察署長